

No. 1869

2020-3-9

毎週月曜日発行

みよし民商ニュース

発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
代表者 山本 浩二
http://www41.tiki.ne.jp/~miyosin
nyo/
〒728-0013
miyosinnyo@x41.tiki.ne.jp

緊急告知！！

『3・13重税反対全国統一行動』開催変更について

新型コロナウイルスの影響により、万全を期すため
下記の日程に集会及び集団申告を変更しました。
お間違えのないようよろしくお願いいたします。

★三次集会 受付開始 8時半～

4月7日(火) 午前9時開会
場所 三次市福祉保健センター
4階ふれあいホール

★高田集会 受付開始 1時半～

4月7日(火) 午後2時開会
場所 安芸高田市役所
クリスタルアージュ2階小ホール

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

申告所得税、贈与税、個人事業者の消費税の 申告・納付期限が延長されました。

安倍政府は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税(及び復興特別所得税)、贈与税及び個人事業者の消費税(及び地方消費税)の申告期限・納付期限について、令和2年4月16日(木)まで延長するとなりました。

これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税についても振替日が延長となります。

	従来	延長後
申 告 所 得 税	令和2年3月16日(月)	令和2年4月16日(木)
個 人 事 業 者 の 消 費 税	令和2年3月31日(火)	令和2年4月16日(木)
贈 与 税	令和2年3月16日(月)	令和2年4月16日(木)

確定申告延期に伴い以下の点に注意してください。

※確定申告受領印が4月7日の集団申告までに必要な方は、個々に税務署へ提出するか、郵送をしましょう。

(郵送の場合は返信用封筒に切手を貼って同封してください)

※4月7日の集会には、ウイルス拡散防止のため、送迎用バスはありませんので、歩くのが困難な方は個々に税務署へ行ってください。

(その際、他の納税者の迷惑になるので税務署には駐車しないようにしましょう。出会いの広場で駐車スペースを確保する予定です)

※納付をできる方は、早めにしとけば安心です。

振替納税をされている方は、これも延期になります。

期日については分かり次第ニュースにてお知らせします。

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

TEL (0824) 62-3535
FAX (0824) 62-1654